



各 位

平成24年5月25日

東京都品川区西五反田五丁目2番4号
株 式 会 社 メ ン バ ー ズ
代 表 取 締 役 社 長 劍 持 忠
(コード番号：2130)
取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員
小 峰 正 仁

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月25日の取締役会において、平成24年6月26日開催予定の第17期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)で「定款の一部変更の件」が承認されることを条件として、下記の通り本店所在地を変更することを決議いたしました。また、併せて、単元未満株式の権利に関する規定を新設することを本株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本店所在地移転について

(1) 変更の理由

今後の事業拡大に伴う人員の増加に対応するとともに、事業継続性の観点から、より安全性の高いオフィスにおいて事業活動に集中できる環境とするために、現行定款第3条の本店所在地を東京都品川区から東京都中央区に変更するものです。

この変更につきましては、平成24年9月30日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じることとする旨の附則を設け、効力発生日後この附則を削除することといたします。

(2) 移転先

東京都中央区

(3) 移転の時期

平成24年11月下旬(予定)

(4) 業績に与える影響

移転に伴う費用につきましては、平成24年5月10日に発表いたしました平成24年3月期の通期業績に計上しており、当期の業績予想に与える影響は軽微であります。

2. 単元未満株式の権利について

(1) 変更の理由

議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第7条(単元未満株式についての権利)を新設し、これに伴い現行定款第7条以下の条数をそれぞれ繰り下げるものです。

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更後
<p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>【本店の所在地】 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>第4条～第6条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第7条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>【本店の所在地】 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>第4条～第6条 (現行どおり)</p> <p>【<u>单元未満株式についての権利</u>】 第7条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ①<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> ②<u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> ③<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第8条～第48条 (現行どおり)</p> <p>附則 1. <u>第3条の変更の効力発生日は平成24年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。</u> 2. <u>前項附則は、前項の期日経過後これを削除する。</u></p>

以上